

令和 5 年 第 4 回
市 議 会 定 例 会 資 料

その 2

目 次

議案第 119 号關係	-----	5
議案第 120 号關係	-----	9

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

物価及び民間賃金の動向、他市の議員報酬の月額及び特別職の職員の給料月額の水準並びに一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に鑑み、議員報酬の月額及び特別職の職員の給料月額並びに期末手当の支給割合を改定するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項及び第204条第3項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第1条）関係

議員等の期末手当について、12月に支給する場合の支給割合を2.35月分に引き上げることとした。（第3条関係）

(2) 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第2条）関係

ア 議員等の議員報酬について、議長にあつては月額577,000円に、副議長にあつては月額499,000円に、常任委員長及び運営委員長にあつては月額473,000円に、その他の議員にあつては月額467,000円に引き上げることとした。（第1条関係）

イ 議員等の期末手当について、6月に支給する場合の支給割合を2.125月分に引き上げ、12月に支給する場合の支給割合を2.325月分に引き下げることとした。（第3条関係）

(3) 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（第3条）関係

特別職の職員の期末手当について、12月に支給する場合の支給割合を、市長にあつては1.775月分に、副市長、教育長及び病院事業管理者にあつては1.825月分に引き上げることとした。（第4条関係）

(4) 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例（第4条）関係

ア 特別職の職員の給料月額について、市長にあつては958,000円に、副市長にあつては786,000円に、教育長にあつては713,000円に、病院事業管理者にあつては938,000円に引き上げることとした。（第3条関係）

イ 特別職の職員の期末手当について、6月に支給する場合の支給割合を、市長にあつては1.75月分に、副市長、教育長及び病院事業管理者にあつては1.8月分に引き上げ、12月に支給する場合の支給割合を、市長にあつては1.75月分に、副市長、教育長及び病院事業管理者にあつては1.8月分に引き下げることとした。（第4条関係）

(5) この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係)) (期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、死亡等によりその職を離れた日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係)) (期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、死亡等によりその職を離れた日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p>(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第2条関係)) (議員報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>577,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>499,000円</u></p> <p>議員(常任委員長及び運営委員長) 月額 <u>473,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>467,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、死亡等によりその職を離れた日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正(第2条関係)) (議員報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>560,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>484,000円</u></p> <p>議員(常任委員長及び運営委員長) 月額 <u>459,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>453,000円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、死亡等によりその職を離れた日現在)において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の210</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>
<p>(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正(第3条関係))</p>	<p>(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正(第3条関係))</p>

(期末手当等)

第4条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の177.5

(2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 100分の182.5

3 略

4 略

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第4条関係）)

(給料)

第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。

(1) 市長 958,000円

(2) 副市長 786,000円

(3) 教育長 713,000円

(4) 病院事業管理者 938,000円

(期末手当等)

第4条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の175

(2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 100分の180

3 略

4 略

(期末手当等)

第4条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の172.5

(2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 100分の177.5

3 略

4 略

(給料)

第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。

(1) 市長 930,000円

(2) 副市長 763,000円

(3) 教育長 692,000円

(4) 病院事業管理者 910,000円

(期末手当等)

第4条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の177.5

(2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 100分の182.5

3 略

4 略

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国家公務員に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員給与条例（第1条）関係

ア 職員の期末手当について、12月に支給する場合の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7月分）に引き上げることとした。（第27条関係）

イ 職員の勤勉手当について、12月に支給する場合の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5月分）に引き上げることとした。（第30条関係）

ウ 職員の給料月額を約1パーセント引き上げることとした。（別表第1、別表第2関係）

(2) 茅ヶ崎市職員給与条例（第2条）関係

ア 職員の期末手当について、6月に支給する場合の支給割合を1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6875月分）に引き上げ、12月に支給する場合の支給割合を1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6875月分）に引き下げることとした。（第27条関係）

イ 職員の勤勉手当について、6月に支給する場合の支給割合を1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.4875月分）に引き上げ、12月に支給する場合の支給割合を1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.4875月分）に引き下げることとした。（第30条関係）

(3) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条）関係

ア 特定任期付職員の給料月額を約1パーセント引き上げることとした。（第7条関係）

イ 特定任期付職員の期末手当について、12月に支給する場合の支給割合を1.75月分に引き上げることとした。（第8条関係）

(4) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条）関係

特定任期付職員の期末手当について、6月に支給する場合の支給割合を1.7月分に引き上げ、12月に支給する場合の支給割合を1.7月分に引き下げることにした。

（第8条関係）

(5) この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることにした。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正 (第1条関係))</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 ↳ 略</p> <p>9 (勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ↳ 略</p> <p>5 別表第1 (第5条関係)</p> <p>1 行政職給料表(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 略</p> <p>2 行政職給料表(2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 ↳ 略</p> <p>9 (勤勉手当)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 ↳ 略</p> <p>5 別表第1 (第5条関係)</p> <p>1 行政職給料表(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 略</p> <p>2 行政職給料表(2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">略</div>

備考 略

別表第2 (第5条関係)

略

備考 略

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正 (第2条関係))

(期末手当)

第27条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4

↳ 略

9

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3

↳ 略

5

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 (第3条関係))

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」とい

備考 略

別表第2 (第5条関係)

略

備考 略

(期末手当)

第27条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4

↳ 略

9

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3

↳ 略

5

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「特定任期付職員」とい

う。)には、次の給料表を適用する。

略

2
↳ 略
5

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第31条第1項において「管理監督職員等」という。）」と、同条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第4条関係））

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第31条第1項において「管理監督職員等」という。）」と、同条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

う。)には、次の給料表を適用する。

略

2
↳ 略
5

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第31条第1項において「管理監督職員等」という。）」と、同条例第27条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定任期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例第26条第1項、第27条第2項及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第31条第1項において「管理監督職員等」という。）」と、同条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の175」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○茅ヶ崎市職員給与条例

（給料表）

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

ア 行政職給料表(1)

イ 行政職給料表(2)

(2) 医療職給料表（別表第2）

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第33条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

○茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

（職員の任期を定めた採用）

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市職員給与条例の改正に伴い、昇格後の号給及び降格後の号給について所要の調整をするとともに、勤勉手当の成績率の上限を改めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第7条第2項及び第30条第2項

3 規則の概要

(1) 茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則関係

昇格時号給対応表における昇格後の号給及び降格時号給対応表における降格後の号給の一部を改めることとした。（別表第7、別表第8関係）

(2) 茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（第2条）関係

勤勉手当について、12月に支給する場合の勤勉手当基礎額に乗ずる成績率の上限を100分の210（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の100）に引き上げることとした。（第22条関係）

(3) 茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（第3条）関係

勤勉手当について、6月に支給する場合の勤勉手当基礎額に乗ずる成績率の上限を100分の205（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の97.5）に引き上げ、12月に支給する場合の勤勉手当基礎額に乗ずる成績率の上限を100分の205（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の97.5）に引き下げることにした。（第22条関係）

(4) この規則は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
(茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正) 別表第7 (第22条関係) 昇格時号給対応表 1 行政職給料表(1) 昇格時号給対応表					(茅ヶ崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正) 別表第7 (第22条関係) 昇格時号給対応表 1 行政職給料表(1) 昇格時号給対応表				
略					略				
2 行政職給料表(2) 昇格時号給対応表					2 行政職給料表(2) 昇格時号給対応表				
昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
82	略	<u>63</u>	<u>42</u>	略	82	略	<u>63</u>	<u>43</u>	略
83	略	<u>64</u>	<u>43</u>	略	83	略	<u>64</u>	<u>44</u>	略
84	略	<u>64</u>	<u>43</u>	略	84	略	<u>64</u>	<u>45</u>	略
85	略	<u>65</u>	<u>44</u>	略	85	略	<u>65</u>	<u>46</u>	略
86	略	<u>65</u>	<u>44</u>	略	86	略	<u>66</u>	<u>46</u>	略
87	略	<u>66</u>	<u>45</u>	略	87	略	<u>67</u>	<u>46</u>	略
88	略	<u>66</u>	<u>45</u>	略	88	略	<u>68</u>	<u>47</u>	略

8 9	略	<u>6 7</u>	<u>4 6</u>	略
9 0	略	<u>6 7</u>	<u>4 6</u>	略
9 1	略	<u>6 8</u>	<u>4 7</u>	略
9 2	略	<u>6 8</u>	<u>4 7</u>	略
9 3	略	<u>6 9</u>	<u>4 8</u>	略
9 4	略	<u>6 9</u>	<u>4 8</u>	略
9 5	略	<u>7 0</u>	略	略
9 6	略	<u>7 0</u>	略	略
9 7	略	<u>7 1</u>	略	略
9 8	略	<u>7 1</u>	略	略
9 9	略	<u>7 2</u>	略	略
1 0 0	略	<u>7 2</u>	略	略
1 0 1	略	<u>7 3</u>	略	略
1 0 2		<u>7 3</u>	略	略
1 0 3		<u>7 3</u>	略	略
1 0 4		<u>7 3</u>	略	略
1 0 5		<u>7 3</u>	略	略

8 9	略	<u>6 9</u>	<u>4 7</u>	略
9 0	略	<u>6 9</u>	<u>4 7</u>	略
9 1	略	<u>7 0</u>	<u>4 8</u>	略
9 2	略	<u>7 0</u>	<u>4 8</u>	略
9 3	略	<u>7 1</u>	<u>4 8</u>	略
9 4	略	<u>7 1</u>	<u>4 9</u>	略
9 5	略	<u>7 2</u>	略	略
9 6	略	<u>7 2</u>	略	略
9 7	略	<u>7 3</u>	略	略
9 8	略	<u>7 3</u>	略	略
9 9	略	<u>7 3</u>	略	略
1 0 0	略	<u>7 3</u>	略	略
1 0 1	略	<u>7 3</u>	略	略
1 0 2		<u>7 4</u>	略	略
1 0 3		<u>7 4</u>	略	略
1 0 4		<u>7 4</u>	略	略
1 0 5		<u>7 4</u>	略	略

106		<u>74</u>	略	略
107		<u>74</u>	略	略
108		<u>74</u>	略	略
109		<u>74</u>	略	略
110		<u>74</u>	略	略
111		<u>75</u>	略	略
112		<u>75</u>	略	略
113		<u>75</u>	略	略
114		<u>75</u>	略	略
115		<u>75</u>	略	略
116		<u>76</u>	略	略
117		<u>76</u>	略	略
118		<u>76</u>	略	
119		<u>76</u>	略	
120		<u>76</u>	略	
121		<u>77</u>	略	

106		<u>74</u>	略	略
107		<u>75</u>	略	略
108		<u>75</u>	略	略
109		<u>75</u>	略	略
110		<u>75</u>	略	略
111		<u>75</u>	略	略
112		<u>76</u>	略	略
113		<u>76</u>	略	略
114		<u>76</u>	略	略
115		<u>76</u>	略	略
116		<u>76</u>	略	略
117		<u>77</u>	略	略
118		<u>77</u>	略	
119		<u>78</u>	略	
120		<u>78</u>	略	
121		<u>79</u>	略	

略			略	
---	--	--	---	--

3 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略	略	略
3 5	<u>2 2</u>	略	略
3 6	<u>2 3</u>	略	略
3 7	<u>2 3</u>	略	略
3 8	<u>2 3</u>	略	略
3 9	<u>2 4</u>	略	略
4 0	<u>2 4</u>	略	略
4 1	<u>2 4</u>	略	略
4 2	<u>2 5</u>	略	略
4 3	<u>2 5</u>	略	略
4 4	<u>2 5</u>	略	略
4 5	<u>2 6</u>	略	略
4 6	<u>2 6</u>	略	略

略			略	
---	--	--	---	--

3 医療職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略	略	略	略
3 5	<u>2 3</u>	略	略
3 6	<u>2 3</u>	略	略
3 7	<u>2 4</u>	略	略
3 8	<u>2 4</u>	略	略
3 9	<u>2 5</u>	略	略
4 0	<u>2 5</u>	略	略
4 1	<u>2 6</u>	略	略
4 2	<u>2 6</u>	略	略
4 3	<u>2 6</u>	略	略
4 4	<u>2 7</u>	略	略
4 5	<u>2 7</u>	略	略
4 6	<u>2 7</u>	略	略

4 7	<u>2 6</u>	略	略
4 8	<u>2 7</u>	略	略
4 9	<u>2 7</u>	略	略
5 0	<u>2 7</u>	略	略
5 1	<u>2 8</u>	略	略
5 2	<u>2 8</u>	略	略
5 3	<u>2 8</u>	略	略
5 4	<u>2 9</u>	略	略
5 5	<u>2 9</u>	略	略
5 6	<u>2 9</u>	略	略
5 7	<u>3 0</u>	略	略
5 8	<u>3 0</u>	略	略
5 9	<u>3 0</u>	<u>4 1</u>	略
6 0	<u>3 1</u>	<u>4 2</u>	略
6 1	<u>3 1</u>	<u>4 2</u>	略
6 2	<u>3 1</u>	<u>4 2</u>	略

4 7	<u>2 8</u>	略	略
4 8	<u>2 8</u>	略	略
4 9	<u>2 8</u>	略	略
5 0	<u>2 9</u>	略	略
5 1	<u>2 9</u>	略	略
5 2	<u>2 9</u>	略	略
5 3	<u>3 0</u>	略	略
5 4	<u>3 0</u>	略	略
5 5	<u>3 0</u>	略	略
5 6	<u>3 0</u>	略	略
5 7	<u>3 1</u>	略	略
5 8	<u>3 1</u>	略	略
5 9	<u>3 1</u>	<u>4 2</u>	略
6 0	<u>3 1</u>	<u>4 2</u>	略
6 1	<u>3 2</u>	<u>4 3</u>	略
6 2	<u>3 2</u>	<u>4 3</u>	略

6 3	<u>3 2</u>	<u>4 3</u>	略
6 4	<u>3 2</u>	<u>4 3</u>	略
6 5	<u>3 2</u>	<u>4 3</u>	略
6 6		<u>4 4</u>	略
6 7		<u>4 4</u>	略
6 8		<u>4 4</u>	略
6 9		<u>4 5</u>	略
7 0		<u>4 5</u>	略
7 1		<u>4 6</u>	略
7 2		<u>4 6</u>	略
略		略	略

備考 略

別表第8（第24条関係）

降格時号給対応表

1 行政職給料表(1) 降格時号給対応表

略

2 行政職給料表(2) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給

6 3	<u>3 2</u>	<u>4 4</u>	略
6 4	<u>3 2</u>	<u>4 4</u>	略
6 5	<u>3 3</u>	<u>4 5</u>	略
6 6		<u>4 5</u>	略
6 7		<u>4 5</u>	略
6 8		<u>4 6</u>	略
6 9		<u>4 6</u>	略
7 0		<u>4 6</u>	略
7 1		<u>4 7</u>	略
7 2		<u>4 7</u>	略
略		略	略

備考 略

別表第8（第24条関係）

降格時号給対応表

1 行政職給料表(1) 降格時号給対応表

略

2 行政職給料表(2) 降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給

	1 級	2 級	3 級	4 級
略	略	略	略	略
4 2	略	略	<u>8 2</u>	略
4 3	略	略	<u>8 4</u>	略
4 4	略	略	<u>8 6</u>	略
4 5	略	略	<u>8 8</u>	略
4 6	略	略	<u>9 0</u>	略
4 7	略	略	<u>9 2</u>	略
4 8	略	略	<u>9 4</u>	略
略	略	略	略	略
6 5	略	<u>8 6</u>	略	略
6 6	略	<u>8 8</u>	略	略
6 7	略	<u>9 0</u>	略	略
6 8	略	<u>9 2</u>	略	略
6 9	略	<u>9 4</u>	略	略
7 0	略	<u>9 6</u>	略	略
7 1	略	<u>9 8</u>	略	略

	1 級	2 級	3 級	4 級
略	略	略	略	略
4 2	略	略	<u>8 1</u>	略
4 3	略	略	<u>8 2</u>	略
4 4	略	略	<u>8 3</u>	略
4 5	略	略	<u>8 4</u>	略
4 6	略	略	<u>8 7</u>	略
4 7	略	略	<u>9 0</u>	略
4 8	略	略	<u>9 3</u>	略
略	略	略	略	略
6 5	略	<u>8 5</u>	略	略
6 6	略	<u>8 6</u>	略	略
6 7	略	<u>8 7</u>	略	略
6 8	略	<u>8 8</u>	略	略
6 9	略	<u>9 0</u>	略	略
7 0	略	<u>9 2</u>	略	略
7 1	略	<u>9 4</u>	略	略

72	略	<u>100</u>	略	略
73	略	<u>105</u>	略	略
74	略	<u>110</u>	略	略
75	略	<u>115</u>	略	略
76	略	<u>120</u>	略	略
77	略	<u>121</u>	略	略
78	略	<u>121</u>	略	略
略	略	略	略	略

3 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略	略	略	略
22	<u>35</u>	略	略
23	<u>38</u>	略	略
24	<u>41</u>	略	略
25	<u>44</u>	略	略

72	略	<u>96</u>	略	略
73	略	<u>101</u>	略	略
74	略	<u>106</u>	略	略
75	略	<u>111</u>	略	略
76	略	<u>116</u>	略	略
77	略	<u>118</u>	略	略
78	略	<u>120</u>	略	略
略	略	略	略	略

3 医療職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
略	略	略	略
22	<u>34</u>	略	略
23	<u>36</u>	略	略
24	<u>38</u>	略	略
25	<u>40</u>	略	略

26	<u>47</u>	略	略
27	<u>50</u>	略	略
28	<u>53</u>	略	略
29	<u>56</u>	略	略
30	<u>59</u>	略	略
31	<u>62</u>	略	略
32	<u>65</u>	略	略
略	略	略	略
41	略	<u>59</u>	略
42	略	<u>62</u>	略
43	略	<u>65</u>	略
44	略	<u>68</u>	略
45	略	<u>70</u>	略
46	略	<u>72</u>	略
略	略	略	略

備考 略

26	<u>43</u>	略	略
27	<u>46</u>	略	略
28	<u>49</u>	略	略
29	<u>52</u>	略	略
30	<u>56</u>	略	略
31	<u>60</u>	略	略
32	<u>64</u>	略	略
略	略	略	略
41	略	<u>58</u>	略
42	略	<u>60</u>	略
43	略	<u>62</u>	略
44	略	<u>64</u>	略
45	略	<u>67</u>	略
46	略	<u>70</u>	略
略	略	略	略

備考 略

(茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正(第2条関係))

(勤勉手当の成績率)

第22条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の210
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の100

(茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正(第3条関係))

(勤勉手当の成績率)

第22条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の205
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の97.5

(勤勉手当の成績率)

第22条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の200
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の95

(勤勉手当の成績率)

第22条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の210
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の100